

担当 蒲刈共同事務センター

2学期が始まりました。まだまだ残暑も厳しく、秋の涼しさが待ち遠しいですね。

さて、今月は、①子育て支援部分休暇、②個人型確定拠出年金「iDeCo（イデコ）」の2点についてお知らせします。



子育て支援部分休暇とは？

対象

小学校1年生から3年生の子を養育している職員



どんなときに取得できる？

- ・ 子の世話
- ・ 小学校等への送迎
- ・ などの必要があるとき

期間は？

- ・ 30分単位
- ・ 勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日2時間を超えない範囲

たとえば…
朝30分、夕方1時間30分など、
分割して請求することもできます！

給与は？

- ・ 休暇を取得している期間（時間）については支給されない。
（勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額）



その他

- ・ 原則、必要な期間をあらかじめ月単位で請求する。
- ・ 「子育て支援部分休暇」の前後に引き続いて年次有給休暇を取得する場合、「子育て支援部分休暇」の承認は取り消される。

裏面「サービス「一問一答」」もご参照ください！

小学校就学の始期に達するまでの子については、部分休業制度があります。
その他、ご不明な点はお尋ねください。



今年の1月から、私たちも加入できるようになったらしいけど...

「iDeCo（イデコ）」とは？



自分で入る、自分で増やす、もうひとつの年金「イデコ」

Q：「iDeCo」とはどのような制度ですか？

A：「個人型確定拠出年金」のことで、公的年金に上乗せして給付を受ける**私的年金**のことです。60歳未満の公務員も、H29年1月から加入できるようになりました。

Q：「iDeCo」にはどのようなメリットがありますか？

3つの税制優遇があります！

A：

1. 掛金が全額所得控除されるので、**所得税・住民税が軽減**されます。
2. 運用益には**税金がかかりません**。
3. 受けとる時にも所得控除を受けられます。



Q：「iDeCo」に加入するときの留意点は何ですか？

A：

1. 運用は加入者ご自身が行います。
運用商品の中には、元本保証のない商品もあります。
2. 中途での引出しに制限があります。
原則60歳まで引き出すことができません。
3. 加入から受け取りまで、所定の手数料がかかります。



※ 詳しい内容は、取扱金融機関等でご確認の上、手続きは全て個人で行うことになります。
制度への加入は、広島県教育委員会事務局(健康福利課)で事業主の証明書が必要です。

サービス「一問一答」

～子育て支援部分休暇～



Q 終業時間が17時である場合において、14時から1時間年次有給休暇を取得し、引き続き15時から子育て支援部分休暇を2時間取得することはできるか。

A できない。

この休暇は、前後に連続して年次有給休暇、特別休暇（感染症交通遮断休暇（第1号）、交通遮断休暇（第2号）、交通機関事故休暇（第4号）及び育児休暇（第14号）を除く）及び介護休暇を取得することはできないので、注意が必要である（この場合は、子育て支援部分休暇を取り消して、子育て支援部分休暇を取得予定であった時間を含めた年次有給休暇等の届出等が必要。）。